

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2024.10.1 No27

私の農家としての
新しいスタイルを築きたい

管内農業者等の紹介①

表紙の写真は、神岡地域の
小笠原海斗さん（27歳）です。

小笠原さんは会社員でしたが、実家が水稲と花卉を生産していたことから、以前より花卉農家として生計を立てたいと考えていました。そこで脱サラし西仙北地域にある大仙市西部新規就農者研修施設で令和4年4月より1年間の研修を受け、花卉栽培技術や農業簿記などの就農に必要な技能と知識を習得しました。

令和5年4月から約30アールの農地を借り入れて、ケイトウとリンドウの栽培を始めましたが、就農初年のケイトウについては肥料過多等により計画どおりの収穫とはなりませんでした。今季はそれらを踏まえた生産を行い、直売所やJAに出荷を行っているとのこと。花卉は天候や社会情勢に影響を受けやすいので、市場の動向にも留意し



なければならぬ難しさがあると感じているようでした。また、就農と同時に認定新規就農者となり、規模拡大に向けて有利な資金制度を利用するなど将来を見据えた堅実な農業経営を考えているようでした。就農2年目となりますが周りの先輩達とも交流しながら日々研鑽を重ねています。

広報専門委員
鈴木 靖浩（神岡地域）

令和6年度 大仙市農作業標準賃金・料金表(秋作業抜粋)

農業委員会では、農作業を依頼するときの目安となる標準額を定めています。

この金額は、標準額ですので圃場状態や作業の難易度により当事者間で協議の上、決定する目安としてご活用ください。（金額は、消費税10%が加算されています。）

区 分			単 位	金額(円)	備 考
コンバイン	刈 取	整 理 田	10a	16,960	・ すみ刈は含みません。
		未整理田		18,140	
	一貫作業	整 理 田	10a	30,160	・ 一貫作業は刈取から調整までとします。 ・ 色彩選別料は含まない。
		未整理田		32,400	
籾 運 搬			10a	1,710	
籾 乾 燥			60kg	1,090	
籾 摺 り 調 整			60kg	510	
籾摺り調整（色彩選別含む）			60kg	750	・ 色彩選別単独の場合は300円/30kg （税込み330円）但し労賃含まない。
地 上 防 除			10a(1回)	1,500	・ 農薬代は含みません。
オペレーター			1時間	1,330	
一 般 作 業			1 日	7,608	・ 作業時間は8時間とし、賄いは無しとします。

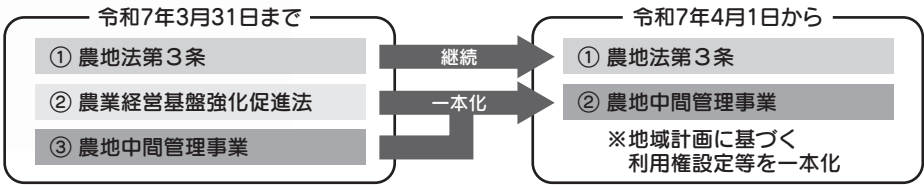
◎ 未整理田とは30a未満の圃場をいいます。

令和6年10月1日施行

令和7年4月から農地の利用権設定等は 地域計画に基づく農地中間管理事業の活用が基本となります

地域計画に基づく農地の利用権設定等を農地中間管理事業に一本化

令和7年4月以降に効力が発生する農地の貸借や売買等を行う場合は、①農地法に基づく許可を得るか、②農地中間管理機構を通ず農地中間管理事業を活用するか、どちらかの手続きになります。



現在の基盤強化法による賃貸借の契約期間の延長や、売買・交換を行いたい場合には、令和7年2月上旬までに農業委員会に申し出てください。

地域計画とは

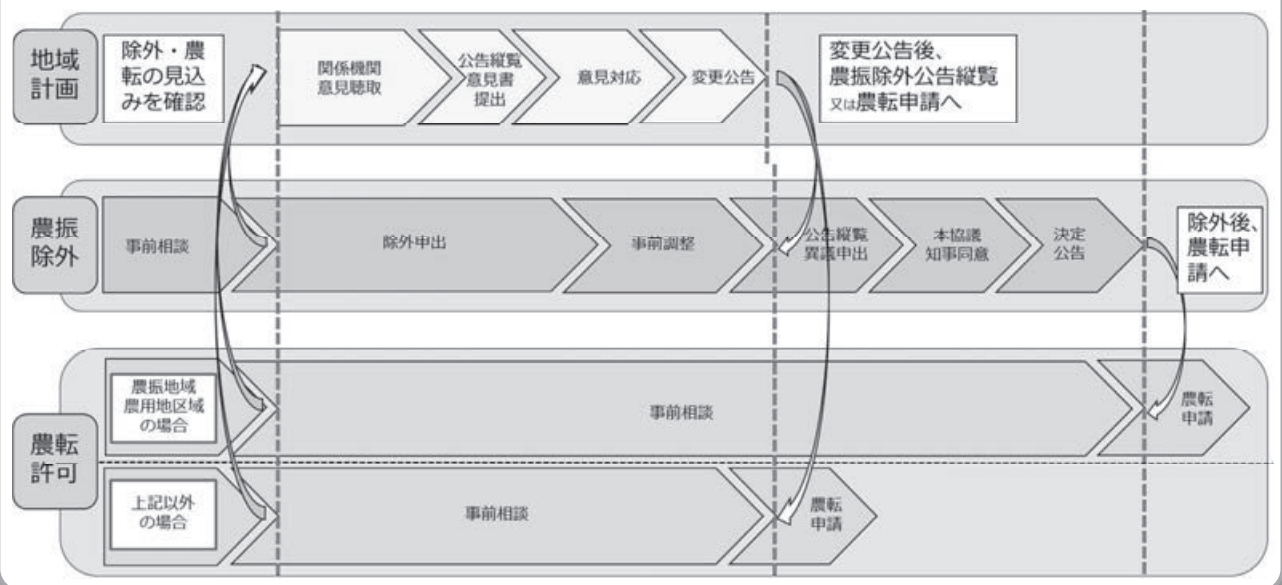
地域計画は、人と農地の問題を解決することを目的に、地域農業の将来の在り方を明らかにする設計図で、地域の話し合いを基に、概ね10年後の目指すべき姿（＝目標地図）を含め、市が作成します。
農地中間管理事業の活用にあたっては、地域計画の達成に資することが必要となります。

農地中間管理事業とは

農地中間管理機構は県知事が指定した公的機関であり、秋田県では秋田県農業公社が指定を受け、農地中間管理事業を行っています。
農地中間管理事業とは、農地の所有者（出し手）から、地域計画（目標地図）に位置付けられた耕作者（受け手）に対して、農地中間管理機構を通して農地の権利移動（貸借・売買等）を行う事業です。

地域計画と農振除外・農地転用許可の手続きについて

- 地域計画内の農地については、農振地域農用地区域からの除外や農地転用許可には、あらかじめ市町村による地域計画の変更（除外）手続きが必要となっています。
- この場合、地域計画の変更前に、農振法による農用地区域からの除外手続きや農地法による転用許可に係る事前相談などは開始できますが、農振除外の変更案の公告・縦覧や農地転用申請は、地域計画の変更告示後に行う必要があります。



農地パトロールを実施しました

—— 適切な農地の管理を心掛けましょう。 ——

農業委員会では、耕作放棄地等の発生を防止するため、今年も旧市町村の地域毎に8月から9月にかけて農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。

パトロールは農地の利用促進につなげるための情報収集を目的とし①**農地利用の確認**②**遊休農地の実態把握**③**違反転用の発生防止・早期発見**の3点に主眼を置いて、各地域の農業委員、農地利用最適化推進委員に事務局・分室の職員が同行し、状況を確認しました。不適切な農地の管理者には、是正指導等を行う場合があります。遊休農地の発生の主な原因は、農家の高齢化や後継者不足等にあると考えられますが、一旦荒らしてしまった農地には引き受け手がなくなるなどの問題があります。農家の皆さんには、農地を遊休農地化させないように日頃から適切な管理をお願いします。



中 仙 地 域



南 外 地 域

お知らせ

令和7年度分 軽油引取税免税証(農業用)交付申請の集合受付について

- 農業用軽油引取税免税証の交付申請については、以下の日程で、集合受付を実施します。
- 総合県税事務所仙北支所での受付は、令和7年2月3日(月)から行う予定です。
- 郵送申請の受付期間は令和6年12月1日(日)から令和6年12月31日(火)まで(消印有効)となります。
- 詳細は「美の国あきた(県ウェブサイト)」をご覧ください。(コンテンツ番号：66308)

●集合受付日程

地域	受付日	時間	会場
西仙北地区	令和6年12月18日(水)	午前10時～午前11時30分 午後1時～午後2時30分	秋田県立農業科学館 (多目的ホール)
大曲・協和地区	令和6年12月19日(木)		
中仙地区	令和6年12月20日(金)		
上太田・神岡地区	令和6年12月24日(火)		
仙北・南外地区	令和6年12月25日(水)	午前10時～正午	
下太田地区	令和6年12月26日(木)		

※ 皆様の待ち時間短縮のため、書類は記入の上でお越しくださるよう御協力をお願いします。
(書き方がわからない場合でも、住所・氏名・連絡先はあらかじめ記入してください。)

●注意事項

- ① 申請する上での必要書類については、前回免税証交付時にお渡しした「農業用免税証交付申請の手続きについて」または「美の国あきた(県ウェブサイト)」をご覧ください。(コンテンツ番号：7689)
右下のQRコードからもアクセスできます。
各書類は課税第二課及び県税事務所各支所で配布しています。また、一部を除きウェブサイトよりダウンロード可能です。
- ② 申請内容・書類に不備があり、連絡がつかない等の場合、希望どおりの交付にならない場合がありますので、申請書に日中連絡のつく連絡先を**必ず**記入してください。

【お問い合わせ・送付先】

秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課
住 所：秋田市山王4-1-2
TEL：018-860-3341 FAX：018-860-3333



【令和7年度分 軽油引取税免税証(農業用)の交付申請の受付について】(コンテンツ番号66308)のQRコード



【農業用免税軽油の申請手続きについて】(コンテンツ番号7689)のQRコード

農業委員会へのお問い合わせは

事務局(神岡支所内) … 0187-72-4611(直通)
大曲分室 …………… 0187-63-1111(代表)
西仙北分室 …………… 0187-75-2966(直通)
中仙分室 …………… 0187-56-2325(直通)
協和分室 …………… 018-892-3694(直通)
南外分室 …………… 0187-74-3001(直通)
仙北分室 …………… 0187-63-3003(代表)
太田分室 …………… 0187-88-1115(直通)

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可(農地法第3条)	毎月20日頃	翌月の総会終了後1週間以内
農地転用の許可(農地法第4・5条)		翌月の総会終了後1週間以内もしくは3週間以内
農用地利用集積計画に関する申請		翌月の総会終了後1週間以内
買受適格証明申請	随時受付	翌月の総会終了後1～2日後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的に左記のとおりです。

許可申請の締切日等

経営とくらしを応援!!



経営とくらしに役立つ
情報をお届けします!

農家のための情報誌
『全国農業新聞』

- ◆発行日 週1回(金曜日)
- ◆発行元 全国農業会議所
- ◆購読料 月700円[送料、税込み]

○購読料の支払いは、JAの口座引落しが便利です
○お申込みは、農業委員会事務局または各分室まで



大仙市 農業委員会だより【第二十七号】

発行／大仙市農業委員会
〒019-1170-1
秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-3

編集／大仙市農業委員会広報専門委員会
TEL 0187(72)4611
印刷／株松本印刷

管内農業者等の紹介②

仙北地域で農業を営んでいる草薨真也さん（39歳）をご紹介します。

草薨さんは美郷町で生まれ、大学卒業後、会社勤務をしておりましたが、結婚を機に仙北地域に移り住みました。

当初は農業経験がない全くの素人でしたが、義父のアスパラガス栽培の手伝いから始まりました。そうした中でトマト栽培に興味を覚え、知人の元で基本技術を学び、それが今のハウス栽培技術の基礎となっております。

十二年前、ハウス三棟からスタートしたトマト栽培は、



今ではハウス二十棟に規模を拡大しております。ほとんど独学ですが、隔離技術のボックス栽培やハウス内の温度、湿度、CO₂濃度のセンサーでの測定管理、ハウス内の換気や溶液水管理などにも先端技術を取り入れ、スマート農業を実践しています。

今、地球

規模で気候が温暖化・高温化し身近な環境にも影響を与えています

が、気温暖化にも対応できる技術の研究と先端技術の進取に取り組む姿に経営戦略への気概を感じました。草薨さんの今後の活躍を応援したいと思います。

広報専門委員

小松 伸一（仙北地域）



農業者年金で安心して豊かな老後を！

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

**年間60日以上
農業に従事**

**国民年金第1号
被保険者**

国民年金保険料納付免除者を除く。

65歳未満

60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者

●老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

●あなたの老後生活への備えは十分ですか？

●途中脱退、再加入も可能です。

※1 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）への加入が必要です。

※2 農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください。

※3 納めた保険料は、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給します。そのため、脱退一時金はありません。

編集後記

米の価格が上昇しているという。「こんな急激な米不足と値上がりは、今までなかった」、「新米が出れば落ち着くだろう」と慰新聞に書いてあった。国では米が足りていると言っているが、本当だろうか。人口減少による需要の減少は確実に見込まれる。しかしそれ以上に生産者も減少するよう思う。そうならないように今から稼げる農業の実現や農業者が資材原価や労働に見合った所得を得られる農業に夢と希望が持てるような国の支援が必要なのではないか。広報委員会では地域の魅力ある経営を行っている農家、法人等を紹介し、これからの担い手、新たに農業を始めたい人たちの参考と励みになればと今後も各農業委員、推進委員のもと、引き続き有益な情報を届けていきたいと思っています。

広報専門委員 長澤 信徳
（太田地域）